

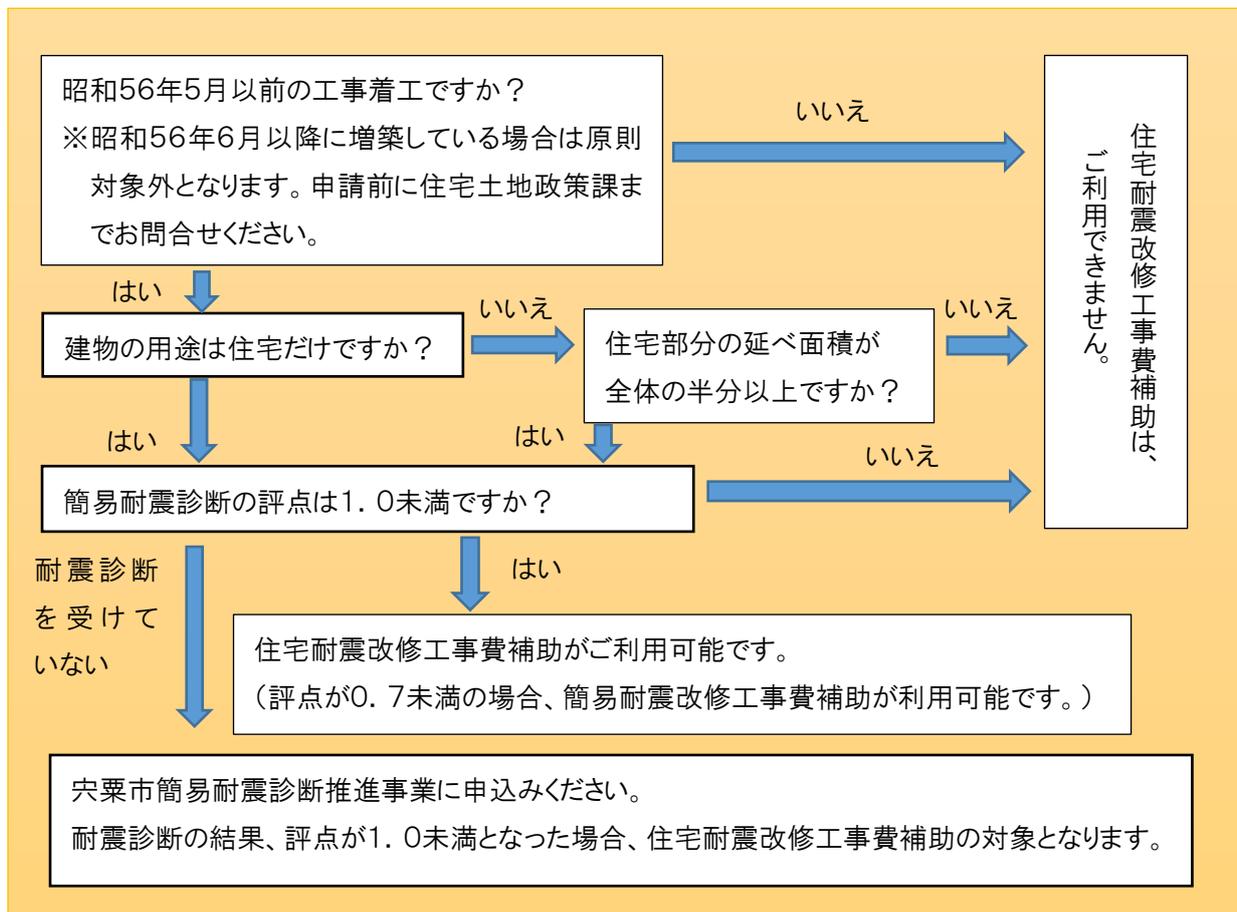
宍粟市住まいの耐震改修事業

(住宅耐震改修工事費補助)

1 住宅耐震改修工事について

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では昭和56年以前に建築された住宅が大きな被害を受けました。いつ大地震が発生しても安心なように、耐震改修をして住宅を補強しておくことが重要です。改修後の評点が1.0以上となる住宅耐震改修工事に要する費用の一部を補助しています。

2 対象となる住宅：下図でご確認ください。



3 補足条件

- 所得が1,200万円以下の方
- 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)に加入するもの
- 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度に登録された業者による耐震改修工事であること

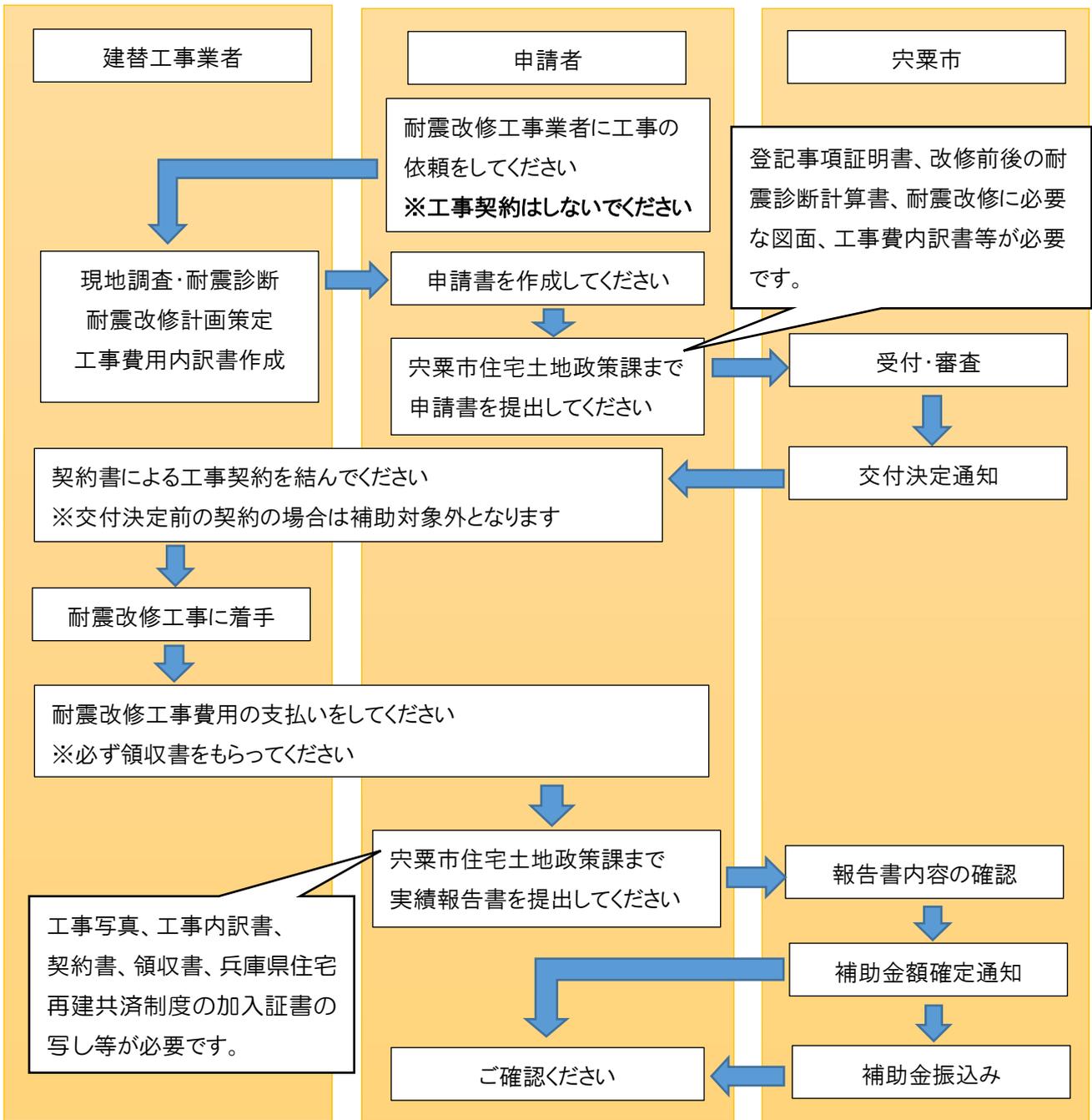
4 補助金額：下記のとおり

- 戸建住宅：対象となる費用の4/5以内(限度額：100万円)
- 共同住宅：対象となる費用の1/2以内(限度額：40万円)

5 申し込みについて

○提出先は市役所2階 住宅土地政策課です。

○手続きの流れ



※工事業者の依頼先に悩んでいる方へ

「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づき住宅改修業者登録制度があります。

依頼先の選定にご活用ください。問い合わせ先：ひょうご住まいサポートセンター TEL:078-360-2536

6 お申込み窓口・お問合せ先

宍粟市 建設部 住宅土地政策課 住宅政策係 担当

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 TEL:0790-63-3106 FAX:0790-62-9939